令和4年国有林モニター会議(広島県)意見交換会概要

令和4年10月25日(火)14:00~15:00

広島県広島市

広島テクノプラザ 研修室

ひわだ

仏通寺の檜皮もストックが今から必要だと思います。民有林に広げてストックを増やすことが できればよいのではないでしょうか。

民有林直轄治山事業は住宅のためにやっていることと認識しました。

来年度、令和5年度は全国的にスギ、ヒノキの花粉飛散量が多い年であると予想されています。 花粉量や飛散をおさえる樹種の研究が管内でなされていますが、最新の現状をおしらせください。

林野庁では、花粉を飛散させる人工林の伐採・利用、花粉の少ない苗木等による植替えや広葉 樹の導入、スギ花粉の発生を抑える技術の実用化等の花粉発生源対策に取り組んでおります。

また、花粉症による問題が顕在化してきたことから、林野庁では平成3年に少花粉スギの開発に着手し、平成8年には最初の少花粉スギを開発。現在までに、少花粉スギは142品種、無花粉スギも3品種開発されています。

近畿中国森林管理局管内でも、少花粉スギ苗の植栽等おこなっております。

アカマツの管理等、「まつたけ」採取にかかわる研究はどのようになさっていますか。

まつたけは、しいたけ、なめこ等の枯死木に発生する腐生性きのこと異なり、アカマツ等の根と共生関係を保ちながら生育する菌根性きのこであることから、現在のところ実用的な人工栽培技術がなく、自然発生したものを採取し、市場等へ出荷しています。このため、生産量は気象条件に大きく影響を受けます。令和3年の生産量は39トンで、前年を21.9%上回っています。主な生産地は、長野県、岩手県、宮城県等となっています。

現在、20 種類程度のきのこが人工栽培されていますが、そのすべてが腐生性のきのこです。一方、菌根性のきのこについてはようやくホンシメジの人工栽培技術が開発された段階であり、今後、生産に向けての技術改良が図られています。

国有林か民有林か意識する機会がなかったので、これからは看板等見て意識していきたいと思います。

相続問題の話では、所有者がわからない場合の条件が厳しいと聞き、大変だと感じました。 檜皮採取の説明では、竹釘を作る方が少ないと聞き、どのような仕事をしているのか仕事内容 に興味がわきました。 西日本地区での災害の復旧工事を国土交通省が行っていたことから、治山事業、災害復旧の事業は国土交通省の管轄と思っていましたが、今回の民有林直轄治山事業は林野庁で行っているとのことでした。農林水産省と国土交通省ですみわけがあるのでしょうか。

山林部分、保安林に指定された区域は林野庁が、それ以外の堤防、河川、砂防指定地等は国土 交通省が管轄しております。

国有林、県有林、民有林のボーダーはだれが決めているのでしょうか。また、今後区分に変更 はないのでしょうか。

森林法において、国有林は国が所有している山林、民有林はそれ以外の森林(個人、団体等が 所持している森林、地方自治体が所持している森林)と定めております。

国有林の成り立ちにつきましては、明治維新のとき行われた版籍奉還と社寺上地によって、藩 有林と社寺有林が明治政府に編入されたことで成立しました。それ以外にも地域で管理していま したが所有者がはっきりしていない山林を国有林に編入し国有林が形成されました。

今後国有林として積極的に民有林を買い取ることはありませんが、相続土地国庫帰属法という新しい法律が制定し、令和5年4月27日に施行されます。この法律は、一個人では管理できない山林に関しては、一定の条件の上、国に帰属させ国が管理するという制度です。

いかるが

「斑鳩の里法隆寺古事の森」にて、檜皮の採取を行っていると聞きました。実際に、どのぐらい やっているのか、どういった対策を行っているのかなど教えていただきたいです。

また、市町村職員は、国有林の取組についてどれほど把握されているのでしょうか。

重要文化財に指定されている檜皮葺の建物は約700棟(重要文化財以外も含めると1,650棟) あり、700棟の維持に年間約3,500㎡の葺き替えが必要であるとされています。

また、檜皮葺建造物全てを葺き替えて行くには 3,000 ha の檜皮採取に適した檜林が必要と試算されており、国有林でも檜皮採取対象林としてフィールドを提供しております。

「古事の森」では、歴史的建造物の修復等に必要な木材のための森づくりを行っています。現在、全国 10 箇所で活動が行われており、そのうちの一つが平成 18 年に設定された「斑鳩の里法隆寺古事の森」です。奈良県斑鳩町野山国有林の中にあり、設定面積は 1.16ha です。また、野山国有林内には檜皮採取対象林もあり、平成 27 年には 1,059kg の檜皮を供給しました。

各森林管理署では毎年、国有林が所在する市町村長との間で連絡協議会を開催し、国の施策の動向や局署等の取組について情報提供などを行っております。

民有林直轄治山事業の説明を聞いて、これから人口も減少していくなかで、すべての要望を聞き、事業に何十億もかけ治山事業を行うのではなく、被害のある民地自体からの移転なども視野に入れた林野庁の施策を展開するべきと考えます。

山を有効活用しないで所持していても意味がないと思うので、国庫帰属法は良い考えだと思います。伝統ある檜皮採取などについては、モデル事業として、地域の人を雇い事業を起こす、研修センター等を設立するなど、前向きなプランニングをしてほしいと考えます。

民有林直轄治山事業は写真で見るのと実際に目で見るのでは大きく違うなと衝撃を受けました。 森林の土地の所有者届出制度について、届出にはどのような意味があるのか教えていただきたい です。

平成24年4月以降、森林法の改正により森林の土地の所有者となった方は、登記とは別の市町村長への事後届出が必要になりました。登記の情報が素早く森林の土地の事務担当に共有されない場合もあり、伐採及び伐採後の造林の計画の届出をしないで伐採が行われた場合の造林命令、保安林における監督処分などの諸制度を円滑に実施する上で、森林所有者を把握することが重要であることから、必要な情報をまず把握するために届出を提出していただきたいと考えております。ご参考に制度のHPをお知らせいたします。

森林の土地の所有者届出制度: 林野庁 (maff.go.jp)

竹林が繁茂している山林を多く見かけます。国会答弁では農林水産大臣が、放置林の整備に関しては地主が、かなわなければ市町村が整備を進めていくべきと答弁していました。竹林の整備 に関する今後の国の財政支援等を教えていただきたい。

経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林 業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町 村が公的に管理をする森林経営管理制度という仕組みがございます。ただ、個人の財産ですので なるべく地主の方に管理をして頂きたい、その財政支援では、特に竹林整備となると、団体向け の補助事業として森林山村多面的機能発揮対策があります。森林整備や里山整備を行う森林所有 者等地域住民や地域外関係者等による活動組織へ、機材の購入費や里山林の保全管理や資源を利 用するための活動の支援を行う事業です。本事業は来年度の予算にも計上されておりますので、 今後とも取組等支援します。

また、森林総合研究所では、竹の駆除に必要な技術的知見を取りまとめた竹林の対策マニュアルを作成しておりますので、ご紹介いたします。

Microsoft Word - 竹駆除パンフレット 単票.docx (affrc.go.jp)

檜皮採取林について、林野庁の取組としてはフィールドの提供、技術協力を行い、線引きとしては林野庁でこれ以上のことは行わないと受け止めましたが、少しずつでも文化庁と連携し、檜皮採取の事業を守るための取組を前向きに検討して頂きたいです。クラウドファンディング等も国として利用すべきではないかと思います。

放置林について、自治体や国が購入すると、国や自治体が手入れをしなければならなくなり、 自治体は購入することをしり込みしていると感じます。一方、新しく林業をやりたいけれど、山 林を購入できない人は多くいると思います。放置されているけれど販売はされていない山林を、 競売のようなかたちで販売いただければ、購入する方は必ずいると思います。

山林の帰属の際にはあまり垣根を高くしないでいただきたいです。やりたいと志す人に門が開かれるような林野庁になっていただきたいと思います。

これまでにモニターの意見が反映されて動いたものはあるのか、モニターの位置づけと実績を 教えていただきたいです。

国有林モニター制度では、国有林野事業の運営等について幅広い国民の理解の促進を図るとともに、意見、要望等を聴取しこれを国有林野の管理経営に役立てることにより、開かれた「国民の森林」にふさわしい管理経営の推進に資することを目的としております。

令和3年度のモニター会議では、毎月のご意見でシカ被害に関する内容が多かったことから、シカ被害対策に関する当局の現状の取組についての説明を行いました。令和4年度のモニター会議では、近年の豪雨等災害に対する取組に対してのご意見や、アンケートでも災害の防止への関心が高かったことから、実際に山腹崩壊や土石流の発生した箇所において森林の復旧と土砂流出等の更なる被害を防止するための治山事業を視察いただくプログラムといたしました。

また、国有林野事業についてのアンケート調査結果や意見、要望は取りまとめのうえ、林野庁 へ報告を行っております。

近畿中国森林管理局では、今後も、国有林モニター制度等を活用して、広く国民からの意見を集めるとともに、特に関心が高い取組について、積極的な情報発信に取り組んでまいります。